

令和6年度 萩市水道水質検査計画



萩市上下水道局

内 容

1. 水道水質計画に関する基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況
4. 水質検査
 - (1) 採水場所
 - (2) 検査項目及び検査頻度
5. 水質検査の実施方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 関係者との連携

1. 水質検査計画に関する基本方針

市民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するため、水源の状況に応じ適切な水質検査を実施しています。水質検査計画は、安全な水道水を供給していることをご理解いただくために水質検査の内容とその結果を公表しているものです。

萩市上下水道局では、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するためお客様の蛇口（給水栓）のほか、浄水場や水源地の原水についても年間計画に基づき水質検査を行うことを基本方針としています。

基本方針に基づき、適正な水質管理を実施すると共に、市民の皆様への情報提供を図ります。

2. 水道事業の概要

各施設については、老朽度や経過年数を考慮し、今後も計画的に更新を実施していきます。各浄水施設で処理された水は配水池を経て市内各所に給水されています。各施設の概要については別紙にてまとめています。（資料1参照）

3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況

令和5年度については、大規模な故障や事故も無く、順調に稼動しており市内全水道施設においておおむね安定した水質を保持しています。

4. 水質検査

1) 採水場所

採水は原則として給水栓（浄水）で行いますが、安全性を確認するために原水でも採水し検査を実施しています。（資料2参照）

2) 水質検査項目及び検査頻度（資料3参照・資料4参照）

① 毎日検査

浄水場で浄水処理された水が清浄であるか、消毒がきちんと行われているかを確認するため、給水栓にて毎日検査（色、濁り、消毒の残留効果）を行います。

② 毎月検査

飲用する人の健康に害をおよぼしたり、生活に支障を生じさせたりしないように水道法で検査が義務づけられている水質基準項目についての検査を行い水の安全を確認します。

毎月9項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度）を基本項目とし行っています。また、各地点の水質状況に応じて、必要な項目を追加して検査を行います。

③ 水質管理目標設定項目

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水質基準項目に準じて設定されている水質項目の検査を行います。

農薬類の検査は、山口県内で販売量の多い農薬項目について検査します。

④ その他の水質項目

水源の環境を監視するためや浄水処理の維持管理などのため、独自に設定した項目を必要な頻度で検査を行います。

5. 水質検査の実施方法

水質基準項目の検査方法は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）による検査方法により行います。

水質検査（毎日検査以外）は、水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関において検査します。

委託先については、精度と信頼性を考慮し、水質基準項目において、全ての項目が自社分析できる検査体制が整備されている検査機関とします。

令和6年度の委託先については、決定次第公表いたします。

6. 臨時の水質検査

次のような水質異常が発生した場合に、臨時の水質検査を行います。

- 1) 水源に異常があったとき又は原水の水質が著しく変化したとき。
- 2) 浄水過程に異常があったとき。
- 3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系統感染症が流行しているとき。
- 4) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- 5) その他特に必要があると認められるとき。

なお、臨時検査の項目については、状況に応じて決定します。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は過去の水質検査結果を基に、地点毎の検査頻度等を毎年更新しています。

また、検査結果につきましても、毎年公表しています。

公表の方法は、萩市役所本庁舎内情報閲覧コーナー、上下水道局水道工務課、各総合事務所、萩市立萩図書館、萩市ホームページなどで行います。

8. 関係者との連携

水源の周辺で、水質汚染事故が発生した場合は、県環境保健所、市環境衛生課、警察、消防署と連携して現場調査及び水質検査を行います。